

警戒レベルを用いた防災情報の発信について

平成30年の豪雨災害を踏まえ、内閣府では「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、風水害時の避難勧告などの発令に際して、新たに警戒レベルが導入されることになりました。

避難勧告などの避難情報発令の際に、警戒レベルをつけて情報提供をすることとなりますので、災害の危険度がわかりやすくなります。避難情報が発令された際には、警戒レベルに合わせた適切な行動をとってください。

※問い合わせは、総務課 ☎83-2349

警戒レベル	行動を促す情報	とるべき行動	発令主体
警戒レベル5	災害発生情報	命を守る最善の行動	町
警戒レベル4	避難勧告・避難指示（緊急）	安全な場所への避難	町
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者など避難に配慮が必要な方は避難 その他の住民は避難の準備	町
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報	避難に備えハザードマップなどで避難行動を確認	気象庁
警戒レベル1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意 災害への心構えを高める	気象庁

奥多摩町住宅・建築物土砂災害対策改修補助金について

【目的】

町では、土砂災害特別警戒区域内において、住宅などの新築および建替え・改修等を行う方を対象に、住宅・建築物土砂災害対策改修補助金を交付しています。

【補助対象】

- (1) 町内の土砂災害特別警戒区域内に新築もしくは建替え、改修等を行う住宅などであること。
- (2) 過去に補助金の交付を受けて土砂災害対策改修を行ったものでないこと。
- (3) 改修工事を実施する前年度に事前に相談を行ってください。なお、申請の受付は年度内に工事を完了できるものに限りです。

【補助限度額】

補助金の交付額は、補助対象経費の合計額に0.85を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）、または200万円のどちらか低い額となります。

* 土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅や建築物は、必ずしも改修を行わなければならないということではありません。

* 指定された土砂災害特別警戒区域は、東京都のホームページ（<http://www2.sabomap.jp/tokyo/index.php>）で確認できるほか、今回の指定に係る公示図書の縦覧を、東京都西多摩建設事務所または役場総務課で行っています。

詳しくは、環境整備課まで問い合わせください。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83-2367